



平成18年
8月25日号

No.56

●毎月5・15・25日発行

広報 かもがわ

●編集発行・鴨川市総務部市長公室
広報広聴係

●電話・04(7093)7827

●FAX・04(7093)7850

●住所・〒296-8601 鴨川市横渚1450

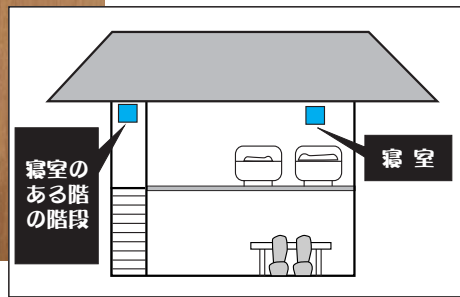
●ホームページ
http://www.city.kamogawa.lg.jp/



警報器の価格は3,000円から12,000円程度です



住宅用火災警報器の 設置が義務化されました



「住宅用火災警報器」の設置が義務化されたのは、一般住宅のほか併用住宅、アパートなどの建物です。具体的な取り付け場所は、寝室や階段・廊下の天井または壁部分などです。子ども部屋や高齢者用の居室であっても、就寝に使われている場合は、設置の対象となります。

住宅火災による犠牲者が全国的に増加しています。このため、6月から消防法が改正され、住宅やアパートなどに火災警報器の設置が義務付けられました。この警報器は、煙の発生を音声やブザーで知らせる機器で、寝室や階段などに取り付けることで、火災からの逃げ遅れを防ぐことができます。既存住宅への設置期限は平成20年5月31日まで。新築住宅へは、すでに設置が義務付けられています。一方、市役所会議室では住宅の耐震診断などについて、建築士の無料相談会を行っていますのでご利用ください。

9月1日は「防災の日」。どうぞ、この機会に、災害から大切な家族と財産を守る「自宅の安全」について点検してみましよう。

「住宅用火災警報器」の設置が義務化されたのは、

「既存住宅へは」平成20年5月31日まで

悪質な訪問販売にご注意ください

火災警報器の設置義務に便乗し、市販の数倍の価格で商品売りつける訪問販売の被害が、県内で報告されています。

消防署の職員などがお宅を訪問し、警報器の販売をすることはありません。公的機関を名乗って取り付けを勧める悪質業者には、十分ご注意ください。

万一、被害に遭ったときは、鴨川警察署（☎70920110）または市消防防災課の生活安全対策室（☎70937833）へお問い合わせください。

近くて便利！ 市内すべての郵便局で税金を納められます

「税金を納めたいけど、市役所や出張所までは遠くて...」。このような方は、お近くの郵便局をご利用ください。市内にある13の郵便局では、税金の納付を受け付けています。



取り扱う税金の種類や受付日、時間は次のとおりです。どうぞ、ご利用ください。

- 取り扱う税金＝市県民税、固定資産税、法人市民税、軽自動車税、国民健康保険税
- 受付日＝月～金曜日（祝日と年末年始を除く）
- 受付時間＝午前9時～午後4時

※納付書または督促状を窓口で提示してください。問い合わせは市税務課収納係（☎70937832）へ

7つの郵便局では「市の窓口サービス」も

さらに、市内7つの郵便局では下記のとおり、諸証明書の交付や粗大ごみ処理券の販売など、市の窓口サービスも行っています。

- 取り扱い郵便局
鴨川前原、東条、鴨川田原、長狭、金束、太海、曾呂の市内7郵便局
 - 主な取り扱い事務・担当課
 - ①住民票の写し、戸籍謄本、戸籍抄本、印鑑登録証明書などの交付＝市民生活課（☎70937831）
 - ②納税証明書、所得証明書、住民税非課税証明書、市民税県民税決定証明書などの交付＝税務課（☎70937832）
 - ③はりきゅう・マッサージ利用券の交付＝健康管理課（☎70937111）
 - ④福祉タクシー利用券の交付＝福祉課（☎70937112）
 - ⑤粗大ごみ処理券の販売＝環境課（☎70937838）
- ※戸籍や住民票の届け出は、市役所1階の市民生活課または天津小湊支所、各出張所へ
※諸証明書の交付の際、運転免許証や年金手帳など、本人確認ができるものを持参してください

特別障害者手当と障害児福祉手当の該当者は、所得状況届を市福祉課（☎70937112）などへ提出ください

防火水槽の新設など



市でも、災害に強いまちづくりに向けた取り組みを積極的に進めています。

今年度の主要な事業は「新市防災計画」です。この計画は、合併に伴う新しい市域全般を対象に避難場所の見直しを行うほか、地震や風水害などへの備え、災害時の初動体制について、市や関係機関、防災組織などの役割を定めるもので、来年3月までの策定をめざしています。

また、これと併せ、武力攻撃などから市民を安全に避難させるための指針を定める「国民保護計画」の作成も行っています。

一方、「防火水槽」は今年度、市内2地区への新設を予定。完成後は、消防署や消防団による消火活動時の水利として、活用されます。

簡易耐震診断やリフォーム

自宅の安全点検に 建築士の無料相談会

自宅の構造や耐震性について理解を深め、大規模な地震への対策を行うことにより、大切な家族の生命や財産を守ることが出来ます。

そこで、千葉県建築設計事務所協会安房支部では、建物の簡易耐震診断やリフォームなどをお考えの方に、建築士による無料相談会を行っています。

開催日は、毎月第2水曜日の午後1時から5時まで（9月の開催日は13日）。会場は市役所会議室です。

※簡易耐震診断を希望する場合は、建物の平面図を用意のうえ、1週間前までに市都市建設課（☎70937835）へ予約ください。1回につき定員4人で締め切ります。

耐震改修で固定資産税が減額に

住宅を耐震改修すると、家屋にかかる固定資産税が減額されます。対象となるのは、昭和57年1月1日以前に建てられた住宅で、平成18年1月1日から27年12月31日までに耐震基準に適合した改修工事を行う場合（工事費用が30万円以上）です。申請方法など詳しくは、市税務課固定資産税係（☎70937832）へお問い合わせください。

として保存しましょう